

# ***IEEJ NEWSLETTER***

*No.183*

2018.12.1 発行

(月 1 回発行)

一般財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

## 目 次

### 0. 要旨 — 今月号のポイント

#### <エネルギー市場・政策動向>

1. 原子力発電を巡る動向
2. 最近の石油・LNG 市場動向
3. 温暖化政策動向
4. 省エネルギー政策動向
5. 再生可能エネルギー動向

#### <地域ウォッチング>

6. 米国ウォッチング：ねじれ議会の下での司法の重要性
7. EU ウォッチング：2030 年に向けた目標を正式決定
8. 中国ウォッチング：輸入拡大と自由貿易擁護を標榜する取組み
9. 中東ウォッチング：「Khashoggi 事件」と関係国の駆け引き
10. ロシアウォッチング：欧米との軋轢下で深刻化する経済制裁の影響

## 0. 要旨 — 今月号のポイント

### 1. 原子力発電を巡る動向

英国、カナダ及び米国において小型モジュール炉 (SMR) 等の開発方針に関する政府文書が発表された。SMR 等に適した規制のあり方をどう構築するかが注目される。

### 2. 最近の石油・LNG 市場動向

油価下落が続く中、米中首脳会談で貿易戦争に関して何らかの「ディール」が成立するかどうか、OPEC が減産幅を拡大するかどうか短期的な原油価格に大きな影響を与えるだろう。

### 3. 温暖化政策動向

COP24 における、パリ協定の詳細規則の作成、全体としての 2030 年目標水準の評価及び「公正な移行」に関する宣言に向けて幾つかの動きがみられた。

### 4. 省エネルギー政策動向

世界各国で ZEB 定義や目標の形成、実証事業が展開されている。最先端の建築物は、省エネ性能向上や水利用の節減、快適性及び人の健康への配慮をパッケージ化する傾向が見受けられる。

### 5. 再生可能エネルギー動向

政府審議会で認定済で未稼働案件の取消しの強化に向けた FIT 制度改正案が提案された。かなり厳しい内容ではあるが、経済的に自立した再エネの主力電源化に向けた必要な一歩である。

### 6. 米国ウォッチング：ねじれ議会の下での司法の重要性

中間選挙の結果、上院は共和党、下院は民主党が多数を占めるねじれ状態となり、立法を通じた政策決定が困難な状況が予想され、その中で、司法の役割が重要性を増すものとみられる。

### 7. EU ウォッチング：2030 年に向けた目標を正式決定

再生可能エネルギー指令の改正、エネルギー効率指令の改正、エネルギー同盟ガバナンス規則が、欧州議会の承認手続きを完了した。国別には、独石炭委員会の年内の勧告が注目される。

### 8. 中国ウォッチング：輸入拡大と自由貿易擁護を標榜する取組み

米中貿易戦争が泥沼化の様相を呈する中、中国は、輸入拡大と自由貿易擁護を標榜する取組みを強化している。11 月末の G20 における米中首脳会談が注目される。

### 9. 中東ウォッチング：「Khashoggi 事件」と関係国の駆け引き

Khashoggi 氏殺害事件をめぐるトルコ、サウジアラビア、米国の駆け引きが続く中、サウジ皇太子に対する風あたりは強まる。第 2 弾となる米国の対イラン制裁が復活した。

### 10. ロシアウォッチング：欧米との軋轢下で深刻化する経済制裁の影響

ロシアに対する欧米の経済制裁の影響が深刻化している。欧米との関係打開に糸口を見出せないロシアとの関係改善の推進を図る日本外交に国際社会の注目度が高まっている。

## 1. 原子力発電を巡る動向

欧米先進国において “小型モジュール炉” (Small Module Reactor: SMR) 開発に係る施策立案や取り組みが相次いでいる。

11 月 5-6 日、英国において「小型原子炉の商業化」に向けた政府主催のイベントが開催され、ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (Department for Business, Energy and Industrial Strategy: BEIS) のハーリントン産業担当相が SMR を含む革新型炉の開発と国際展開を、英国の産業競争力向上の重要な戦略として取り組む方針を明らかにした。翌 7 日にはこの 2 日間のイベントでの産業界の意見も踏まえ、BEIS は公式ウェブサイト革新型炉開発政策のページを更新し、SMR 及び軽水炉以外の技術を用いる先進型モジュール炉を包括的設計審査 (Generic Design Assessment: GDA) の対象とすることも表明している。11 月 7 日にはカナダの天然資源省が「A Call to Action」と題する、カナダの SMR 開発ロードマップを描いたレポートを発表し、同国が国際的な SMR 開発・実用化において主導的な立場を取っていく方針を表明した。

ほぼ同時期となった両国政府の表明において、それぞれ今後の注力すべき分野や課題が挙げられているが、「規制のあり方 (Regulatory Readiness)」、言い換えれば「SMR に適した規制」が両国共通の課題として挙げられているのが興味深い。BEIS は「これまでの審査経験から得られた教訓をベースに、GDA の基本思想は不変のまま、より柔軟性のある審査を目指す。」と述べており、その実現のために最大 700 万ポンドの予算を原子力規制局と環境省とに割り当てる用意があると表明している。カナダ天然資源省は「A Call to Action」で規制のあり方について「現行規制や法体系は SMR にも適用可能であるが、SMR の規模や特性などを念頭においた幾つかの要改善点がある」と述べている。これらは、現行の審査方法を踏襲するのでは事業者にとって予見性が無すぎ、SMR 開発の制約になりうることを見通した措置であり、両国政府の本気度が伺える。

11 月 13 日には米国エネルギー省が SMR への支援に関するレポートを発表した。「再生可能エネルギーへの政府支援の検証」と題するこのレポートでは、2005 年から 2015 年の間に太陽光や風力等再生可能電力に連邦政府から税控除等の形で与えられた財務支援が 512 億ドルにのぼり、そのコストは 1.08 セント/kWh であった一方、SMR に 100 億ドルの支援を行った場合、そのコストは再生可能電力の約 3 分の 1 の 0.38 セント/kWh にまで低減できるであろう、と分析している。いわば SMR への政府支援の正当性・合理性を示唆するレポートと言えるが、その評価に関しては他業界の意見も聞く必要があるだろう。

11 月 7 日、原子力規制委員会は日本原電・東海第二発電所の運転期間延長申請を認可し、これで運転期間延長を認可されたプラントは美浜 3 号・高浜 1/2 号を含め 4 基となった。今後数年がかりの安全対策工事等の進捗が注目される。

(戦略研究ユニット 原子力グループマネージャー 村上 朋子)

## 2. 最近の石油・LNG 市場動向

原油価格下落が止まらない。株価急落や供給過剰懸念を受けて 10 月に急落した価格は、11 月 5 日に米国が日中韓等 8 カ国にはイラン産原油禁輸を 180 日間適用除外とすると発表したことで価格低下に拍車がかかった。これに対し、11 日にサウジアラビアの Falih エネルギー産業鉱物資源相は、2019 年の産油量を 100 万バレル/日減少させる必要があると述べた。しかし、12 日にはトランプ大統領がツイッター上で OPEC の減産を牽制したことで価格は再び下落した。また、13 日に国際エネルギー機関の石油市場月報が、2018 年及び 2019 年の需要見通しを引き下げたことも、価格の弱含みを誘っている。さらに、株価下落及び供給過剰懸念に伴って 11 月 23 日には Brent 価格が 58.80 ドル/バレルと 60 ドルを割り込み、1 年 1 ヶ月ぶりの安値となった。

Falih 大臣の発言にもある通り、産油国は既に減産に向けて動き出している。12 月 6 日には OPEC 総会、翌 7 日には OPEC とロシア等非 OPEC 産油国との会合が開かれるが、現行の協調減産幅 (180 万バレル/日) が拡大される可能性が高まっている。米国の石油生産量は引き続き堅調であり、11 月中旬時点での生産量は 1,627 万バレル/日と、年初比で 230 万バレル/日も増加している。2019 年は増加ペースこそ鈍化するものの、2018 年比で 120 万バレル/日もの増産が見込まれている。上記石油月報では、OPEC 原油に対する需要 (Call on OPEC) が 2019 年平均で 3,130 万バレル/日と予測している。これは、10 月の生産量を 170 万バレル/日も下回っている。従って、価格下支えには相当量の減産が必要となろう。

10 月に国際通貨基金が世界経済見通しを下方修正したように、景気の減速懸念が高まっている。米国では減税効果が 2019 年には薄れてくる可能性が指摘されている。欧州では英国議会による EU 離脱案の否決やイタリア財政問題といったリスクがくすぶっている。中国では貿易戦争による経済への悪影響が懸念され、株価の下降トレンドが継続している。11 月末に予定されている米中首脳会談で貿易戦争に関して何らかの「ディール」が成立するかどうか、12 月初旬に OPEC が減産幅を拡大するかどうかは短期的な原油価格に大きな影響を与えるだろう。

LNG 市場に目を転じると、北東アジア向けのスポット価格は 10~11 ドル/MMBtu で推移している。中国による 2018 年 1~9 月の LNG 輸入量は、前年同期比で 1,150 万トン (45%) も増加しているが、ターム契約による調達を増加させたこともあり、スポット価格に大きな影響は出ていない。一方、米国では在庫量減少や寒波の影響で、11 月下旬時点ではヘンリーハブ価格が 4.3 ドル/MMBtu に上昇している。原油価格の低迷とヘンリーハブ価格の高止まりが続けば、油価連動 LNG に対する米国産 LNG の競争力が低下することになり、今後拡大が期待されている米国 LNG への影響が注目される。

(化石エネルギー・国際協力ユニット)

石油グループ 兼 ガスグループ マネージャー 森川 哲男)

### 3. 温暖化政策動向

COP24 (ポーランド・カトヴィツェ) では、パリ協定の詳細規則の作成と、全体としての 2030 年目標水準の評価が 2 つの焦点である。この他に、議長国ポーランドは「公正な移行」(低炭素社会への移行に伴う労働力の公正な移動及び適切で質の高い仕事・雇用の創出)に関する宣言を出すことを目指している。

パリ協定の詳細規則の合意に向けては、資金や適応に関わる問題が論点となる。資金に関して、11月6日、EUの経済・財務閣僚理事会は、COP24に向けた気候資金に関する決議を採択した。EUと加盟国は、2017年に204億ユーロを気候資金に貢献したと強調し、先進国全体で2020～2025年に1,000億ドルの資金を確保する目標の一部として、気候資金の規模拡大を約束していることを再確認したが、それ以上の詳細は示されなかった。また、EUは「緑の気候基金」の基金補充に向けて努力することを約束した。一方、適応に関しては、11月1日、モルディブのエネルギー大臣で小島嶼国連合交渉グループ議長のイブラヒム氏は、メディアにコメントを寄せ、現在、削減に力を注いでいるのと同様に、適応や、適応の努力にもかかわらず生じてしまう気候変動影響に伴う損失・被害対策に傾注する気候交渉の新しい段階の取組みを求めた。

2030年目標に関しては、インド政府が12月に、2回目の隔年報告書を国連気候変動枠組条約事務局に提出すると報じられた。この報告書には2014年の排出量に関する情報が含まれているという。対GDPのGHG排出原単位は2005年から2014年に21%低下しているとされ、この率からするとインドは、当該原単位を2030年までに33～35%削減するという目標に期限より前に到達する可能性がある。また、2018年3月までに、インドは発電設備容量の35%を非化石燃料ベースにしている。17～23GWの非化石電源容量の追加により、発電容量の40%を2030年までに非化石にするという目標も期限前に達成する可能性がある。EUに関しては、11月9日、カニエテ気候行動・エネルギー担当欧州委員が訪問先である中国において、気温上昇を1.5℃に抑える長期戦略を11月中に発表すると述べた。

「公正な移行」に関連しては、10月25日、ドイツの「成長、構造変化及び雇用」委員会が、同委員会にとって最初の勧告となる、将来の石炭火力廃止によって影響を受ける褐炭採掘地域についての勧告を採択した。委員会報告書は、雇用創出策とともに、炭鉱地域をイノベーション地域にするという将来像を描き、水素を再エネ電力により製造するPower-to-Xプロジェクトを立ち上げることも提案している。さらに、同委員会は11月15日・16日にも開催され、火力発電所に対して閉鎖設備容量について補償を与え、その財源のために運輸、暖房及び工業プロセス用途の燃料にCO<sub>2</sub>税を課す案が示された。しかし、CO<sub>2</sub>税について、環境大臣は積極的であるが、同じ社会民主党の大臣を擁する財務省は、CO<sub>2</sub>税を導入して市民の負担を増加することは検討していないと述べるなど、同党内でさえ調整がつかない。

## 4. 省エネルギー政策動向

建築物における再エネ由来のエネルギー生産が消費を上回る Zero Energy Building (ZEB) に関し、世界各国で定義や目標の形成、更には実証事業が展開されている。日本の政府目標は、2030 年に新築建築物の平均で ZEB を達成することであり、欧州では、2020 年の 12 月 31 日までにすべての新築建物は Nearly ZEB とする目標を設定している。ASEAN では、10 月 30 日に ASEAN エネルギー大臣会合の場において、年内に域内でグリーンビルディングコードを策定することが発表された。

最先端の建築物は、ZEB のみならずグリーンビルディングやサステナブルビルディングと呼ばれる。これらの建築物は、省エネ性能の向上と再エネ技術の導入に加え水資源の節減、周辺環境との調和や当該ビルの居住・就労者の快適性向上、そして人の健康を考慮した技術とデザインを統合している。

10 月 10 日、英国の王立英国建築家協会 (RIBA: Royal Institute of British Architects) は本年の建築大賞を発表した。受賞した Bloomberg European Headquarter (ロンドン) は、世界で最もサステナブルなオフィスビルと評価されている。RIBA 大賞は、毎年英国内で最も優れた建築物に授与される賞であり、Bloomberg の受賞理由は、一般的な建築物と比較して省エネ性能に優れる (35%節減) ことは勿論、水資源を 70%節減 (雨水と排水を超節水型トイレで再利用)、近隣の環境に溶け込むデザイン等、様々な付加価値を有していることとされた。本建築物で特筆すべきは、「ウエルネス (健康と安心)」へ高い配慮がなされていることである。すなわち、自然光の利用や自然換気のみならず、コミュニケーションを促進するホワイエの設計、ガラス張りの会議室、建物の階層間移動をエレベーターでなく、歩いての移動を促すゆるやかなスロープ上の螺旋階段の形成等、意識せずにその空間における「ウエルネス」を維持できる様々な「しかけ」が組み込まれている。

世界的な取組みとして、「ウエルネス」を組み込んだ建築物は、WELL 認証を取得している。WELL 認証は、建築物のデザインや運用に「空間内の人の健康と安心」という指針を加え、7つの領域 (空気、水、食物、光、フィットネス、快適性、心) を 105 項目に関し評価するものである。具体的には、自然光の利用、有害物質 VOC 対策や CO<sub>2</sub> 濃度管理による空気質の向上、階段利用を促す動線的设计、昇降式デスクの設置がその評価例である。2018 年 11 月現在の WELL 認証の取得件数は 134 件に及び、962 件が認証に向けた登録を行っている。先行して 2000 年に始動開始し、建築物の「技術面での環境性能」を評価する LEED 認証と WELL 認証の両方を取得する企業もある。

ZEB の普及拡大には、建築物の省エネ性能や CO<sub>2</sub> 削減効果のみならず、空間と人間とのかかわりを中心に据えることが重要だろう。こうした思想は、企業の環境 (Environment) ・社会 (Social) ・ガバナンス (Governance) の取組みを評価する ESG 投資への世界的関心を受けて、企業への評価要素として、今後の ZEB 普及拡大を牽引するのではないか。

(地球環境ユニット 省エネルギーグループマネージャー 土井 菜保子)

## 5. 再生可能エネルギー動向

10月15日開催の「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」では、FIT 制度における未稼働案件への対応について議論が行われ、制度改正案が取りまとめられた。未稼働案件の主な弊害は、高い買取価格による国民負担の増大と系統接続容量の空押さえによる低コスト新規案件参入の阻害である。これまでも段階的な制度改正、それに伴う認定取消しが進められてきたが、今回の改正案には長期未稼働案件問題の早期解決を目指した最後通告的な意味合いが感じられる。

未稼働案件は、買取価格の適用時期と稼働開始時期との乖離が問題の根本であり、買取価格適用の時期を可能な限り稼働の確実性が高い時期に近づけたり、運転開始期限を設けたりする等の制度改正が行われてきた。2017年度の改正 FIT 法では、それ以降は故意に稼働を遅延するとは考えにくい系統接続契約締結後を買取価格適用の時期に変更し、かつ3年という運転開始期限が設定された。しかし、事業用太陽光発電において、早期に系統接続契約が締結済みであるために近いうちに運転開始が見込まれるとの理由から運転開始期限設定の対象外となった案件の多くが未稼働であることが明らかになった。しかも、これらの案件で40円/kWh~32円/kWhの買取価格が適用される2012年度~2014年度に認定を受けたものが1,000万kW以上に達する。

今回の改正案では、これらの案件を対象に、系統接続契約締結の後に必要となる系統連系工事着工申込みが2018年度中に不備なく受領されれば従来の買取価格が適用されるが、2019年度にずれ込むと2017年度の買取価格21円/kWhを適用することが提案された。更に、系統連系工事着工申込みの受領日から1年間という運転開始期限の設定も提案された。並行して、11月8日の調達価格等算定委員会では、運転開始期限を超過した場合、遅延期間分だけ買取期間を月単位で短縮する案が提示された。

つまり、2019年3月末までという非常に短い期間で、早期の運転開始を確実に証明しなければFIT 制度開始当初に権利として得ていた買取価格が約半額になり、また、証明したとしても1年以内に運転開始しなければ買取期間が短縮されるというかなり厳しい条件である。10月22日から開始された改正案に関するパブリックコメント募集の結果を踏まえて、今後、本小委員会で議論が継続される予定である。

未稼働案件には、「故意に稼働を遅らせている不良案件」と「地域・地元住民との協議・調整に時間を要している優良案件」とがあり、優良案件には配慮が必要との考えがある。しかしながら、未稼働案件への対応については幾度となく審議会で議論されており、再エネ事業者にとって対応の猶予期間が充分にあったはずである。また、たとえ優良案件であったとしても、FIT 制度開始当初と比べて設備費はかなり低減しており、それに応じた買取価格の適用は妥当であると思われる。経済的に自立した再エネ主力電源化を目指すという観点からも今回の改正案は必要である。

(電力・新エネルギーユニット 新エネルギーグループマネージャー 柴田 善朗)

## 6. 米国ウォッチング : ねじれ議会の下での司法の重要性

11 月 7 日に行われた中間選挙は、11 月 27 日時点で、共和党が上院で 52 議席 (2 増) を確保するも、下院では 200 議席 (38 減) で少数派に転じ、知事選でも 27 州 (6 減) での勝利との結果となった。巷間指摘されるとおり、2019 年 1 月に開会する次期議会では、党派対立により立法を通じた政策決定が進まない状況が続くものと予想される。

こうした中で、より一層重要性を増すのが、司法府の役割である。過去 2 年間にたびたび目にしてきたとおり、トランプ政権が大統領権限を行使して公約実現を図るのに対し、司法府が「良識の府」として防波堤になる場面が、今後も頻発するだろう。

くしくも選挙翌日の 11 月 8 日、モンタナ州の地方裁判所は、トランプ大統領が重要政策に位置づけ、支援してきた **Keystone XL** パイプラインにつき、国務省の建設承認が不適切であったとして工事の停止を命じた。判決は、オバマ政権の国務省が不承認の根拠とした事実認定 (**Keystone XL** 建設が温室効果ガス排出を増加させる) を単純に棄却したのは不適切、としている。同裁判所は、判事 6 名中 4 名が民主党政権下で任命され、環境寄りの態度を維持している。

連邦機関に、環境アセスの際に気候面の影響を考慮するよう命じたオバマ政権の指針は既に 2017 年 3 月にトランプ大統領により撤回されたが、だからといって、これにより自動的に、環境影響評価そのものは覆らない、という司法判断である。さらに、例えば送電線や州際 PL 建設の許可権を有する **FERC (Federal Energy Regulatory Commission、米国連邦エネルギー規制委員会)** は、上記指針の撤回後も環境アセスで気候面の考慮を続けている。大統領/議会/司法/州の方針の不一致により『慣性』が働き、政権交代に伴う政策転換の影響が緩和されることは、まさに米国の政治体制に込められた意図に沿うものである。

他方、民主党多数派となる下院の中では、科学・宇宙・技術委員会の活動が注目される。現 **Smith** 委員長 (共・テキサス) の下で度々、行政機関は開示可能なデータ (を踏まえた分析) にのみ依拠して規則制定すべき、とする提案を行ってきた。法案としては可決に至らなかったが、2018 年に入り **EPA** が、環境基準の策定の際には、開示不可能な機密データを含む情報は考慮に含めない、という方針を明らかにした。大気汚染物質の健康面の影響、すなわち医療データを含む論文や、産業施設の運転実績やコスト、すなわち企業秘密を含む情報が使えなくなることで、結果的に環境規制の削減につなげることを狙っている。

同じくテキサス州選出の次期 **Johnson** 委員長 (民) は、この「政策科学」に関する議論の方向性を正すことを目標に掲げている。行政機関が決定の根拠として使う情報は、そのまま行政訴訟において裁判所が証拠として採用する情報ともなるため、今後 2 年間のトランプ政権の下で保守的な判事の任命がどの程度進むのか、という点と併せて、訴訟を通じた環境政策を左右する材料として、議論の行方が注目される。

(電力・新エネルギーユニット 電力グループ 研究主幹 杉野 綾子)



## 7. EU ウォッチング : 2030 年に向けた目標を正式決定

11 月 13 日、欧州議会は、建物のエネルギー性能に関する指令 (7 月 9 日発効) に引き続き、再生可能エネルギー指令の改正、エネルギー効率指令の改正、エネルギー同盟ガバナンス規則の 3 つについて、議会の承認手続きを完了した。これらは、2016 年の Clean Energy for All Europeans パッケージの 8 つの法案に含まれる。指令の改正によって、再生可能エネルギーについては拘束力のある目標として、2030 年までに少なくとも 32% (最終エネルギー消費に占める割合、目標上方修正のための 2023 年までの見直し規定を含む)、エネルギー効率については 2030 年までに少なくとも 32.5% (2007 年のベースライン予測と比較、同様の見直し規定あり) とする目標が新たに設定されることとなった。

EU は、「2030 年に向けた気候・エネルギー政策枠組み」において、再生可能エネルギー割合の拡大、エネルギー効率の改善のほか、温室効果ガス (GHG) 排出量を少なくとも 40% (1990 年比) 削減するという目標を掲げている。この GHG 削減目標は、EU が提出した約束草案 (INDC) でも確認されている。

EU レベルでのエネルギー・気候変動対策は、履行に向けて着実に法令が整備されつつある。一方、ドイツでは、2020 年の GHG 削減目標が未達成になることが政府報告書草案で明らかになったと、リーク記事が報じた。ドイツは、2020 年までの CO<sub>2</sub> 排出削減目標として 1990 年比 40% 減を掲げているが、すでに Climate Action Report 2017 (2018 年 6 月閣議決定) において、現状では削減量が約 32%にとどまる見込みであることが公表されており、今回、未達成が改めて確認されることとなった。

この報告書草案では、目標と現状のギャップを埋める方策を提案する、成長・構造変化・雇用に関する委員会 (通称、石炭委員会) の役割を強調している。10 月 25 日、石炭委員会は、将来の脱石炭火力発電によって影響を受ける褐炭採掘地域向けとなる主要な政策提言を全会一致で承認した。提言内容や議論の詳細は公表されていないが、今後、委員会は、2030 年目標を確実に達成する方策の特定、石炭火力発電の低減・終了に向けた計画の検討を行なうこととなっている。来月開催予定の COP24 を前に石炭委員会が提示予定の勧告、さらには年内にドイツ政府へ提出予定の最終報告書が、今後のドイツの気候変動対策の鍵を握ると言えよう。

11 月 14 日、欧州委員会と英国の交渉官が EU 脱退協定の内容について合意した。英国内閣は合意案を了承したものの、EU 離脱担当大臣ら複数の閣僚が内容に抗議して辞職し、保守党内の反対派が首相交代に向けた動きを見せるという混乱を呈している。一方 11 月 25 日には欧州理事会で合意案と英 EU の将来の関係に向けた枠組みを設定した政治宣言が了承され、今後は英国と EU 双方の議会において合意案が承認されるかが焦点となる。英国議会において合意案が否決されれば、合意なき離脱の可能性は十分ある。状況は依然として流動的であり、引き続き注視が必要である。

## 8. 中国ウォッチング：輸入拡大と自由貿易擁護を標榜する取組み

9月24日、米国が2,000億ドル分の中国製品に10%の追加関税を、中国は対抗措置として600億ドル分の米国製品に5~10%の追加関税をそれぞれ賦課した。第3段階に突入した米中貿易戦争が泥沼化の様相を呈する中、中国は輸入拡大と自由貿易擁護を標榜する取組みを強化している。

11月1日、工業品を中心とする1,585品目の輸入関税率が引き下げられた(平均10.5%→7.8%)。9月26日の国务院常务会议で決定された輸入拡大措置を実行に移したものである。輸入関税の引き下げは5月1日から医薬品を、7月1日から自動車や日用品を中心に実施された。3回目となる今回の措置により、中国の平均輸入関税率は2017年の9.8%から7.5%まで引き下げられた。その内、抗がん剤の関税率はゼロ、自動車完成車と部品の関税率はそれぞれ15%、6%となった。また、世界初の国レベルの輸入商談会となる「中国国際輸入博覧会」が11月5~10日に上海で開催された。170の国・地域から3,600社超が参加し、40万人以上のバイヤーが商談に臨み、成約見込み額は578億3,000万ドルに達した。習近平国家主席は同博覧会開幕式で挨拶し、15年間で40兆ドル(モノ30兆ドル、サービス10兆ドル)を輸入すると表明し、輸入拡大の意欲と購買力の巨大さを同時に誇示した。2017年の輸入額は2.31兆ドル(同1.8兆ドル、0.5兆ドル)なので、達成するには、年間輸入額を毎年446億ドルずつ増やし、2032年に2.98兆ドル(同2.1兆ドル、0.8兆ドル)へ拡大する必要がある。言うまでもなく、関税引下げも博覧会開催も輸入拡大に寄与する取組みである。

自由貿易擁護を標榜する外交努力も積み重ねている。11月1日、米国側の要請に応じ、習主席とトランプ大統領が5月以来の電話会談を行い、通商協議を進めることに合意した。また、17日と18日にパプアニューギニア・ポートモレスビーで開催されたアジア太平洋経済協力会議(APEC)関連会合と首脳会議で、習主席が演説を行った。保護主義と一国主義の台頭が世界経済に影を落とし、冷戦にも貿易戦争にも真の勝者はいないと指摘した上で、中国は改革開放を続け、輸入を拡大すると表明した。同時に、国際社会に対して、多国間貿易体制を擁護し、旗幟を鮮明にして保護主義に反対しなければならないと訴え、開放的なアジア太平洋経済を構築し、APEC加盟国・地域を対象としたアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現に向けて邁進しなければならないと呼び掛けた。海外メディアの多くは、ペンス米副大統領が中国を名指して批判した演説を取り上げ、米国の対中姿勢が厳しさを増していると論じている。一方、中国では、習主席の演説では米国を名指していないとした上で、ペンス副大統領は米国の対中強硬派の一人に過ぎず、トランプ大統領自身の考えをどれほど代弁しているかは疑わしい、との見解も多く見られている。

11月末に、アルゼンチン・ブエノスアイレスで開催されるG20サミットに合わせて、習主席とトランプ大統領が首脳会談を予定している。米中貿易戦争の泥沼から抜け出す一步を踏み出せるかが注目される。

(客員研究員、長岡技術科学大学大学院 教授 李志東)

## 9. 中東ウォッチング : 「Khashoggi 事件」と関係国の駆け引き

サウジ人ジャーナリスト、Khashoggi 氏殺害事件をめぐる関係国の駆け引きが活発化している。サウジアラビアは、ムハンマド皇太子 (MbS) の関与を否定し、偶発的に発生した不幸な事件であると釈明してきた。だが、トルコのエルドアン大統領は、傍受したサウジ関係者の発言内容を米、英、仏、独などとも共有することで、サウジアラビアに強力な一撃を放った。こうした情報提供を否定してきたトランプ米大統領の虚言も露呈し、11 月初旬の米議会中間選挙の結果を受けて、来期から下院で優勢となる議会民主党の反発も強くなる。

米欧でサウジに対する不信が高じる中、米軍はイエメン空爆に従事するサウジ軍機などに対する空中給油を停止した。さらに、米議会は、サウジアラビアへの米国製兵器の引渡し、並びに原子力協力協定の締結を差し止めようとしている。だが、トランプ大統領は共にイランと対峙する同国との同盟関係、及び米国内の雇用確保を理由に抵抗している。一方、真相究明を求める欧州は、独、ノルウェー、デンマークがサウジへの武器禁輸制裁を発動した。

危機の最中、サルマーン国王と MbS は、揃って国内行脚を行うことで王政の安定を内外に誇示している。また、MbS は自身と緊密な関係にある UAE アブダビ首長国のムハンマド皇太子 (MbZ) との調整にも余念がない。だが、G20 首脳会議への参加を表明した MbS を取り巻く環境は依然として厳しい。

米国は、イランとの原油取引などに関する二次制裁を再び発動する一方、イラン国民との連帯を標榜している。だが、「国民を食わせたければ米国に従え」とポンペオ国務長官が脅し、トランプ大統領がイラン国家全体をテロリストと非難していることから、徹底的にイランを追い込もうとする同政権の本音が酌み取れる。交渉の結果、制裁の一部適用除外が日本を含む 8 カ国に対して認められたが、180 日の猶予が経過した後の見通しは不透明である。また、発電用天然ガスをイランから輸入するイラクは 45 日間だけの猶予であり、電力不足に悩む同国に困惑が広がる。欧州諸国は、引続き特別目的事業体 (SPV) の設置を通じたイランとの取引に関する決済手段を確保することで、米国の二次制裁下でイランとの通商関係を維持するべく奔走している。

イランのロウハーニ大統領は、制裁の影響は軽微であると主張しているが、賃金未払いなどに対する抗議が国内に広がっている。キューバ制裁及びイラン制裁に関する違反で調査を受けていた仏ソシエテ・ジェネラルは、13 億ドル超の解決金を払うことで米当局と和解した。トルコは 2016 年のクーデター未遂事件に関して引渡しを要求するギュレン運動関係者 84 人のリストを米国に提出した。しかし、ロシア製対空ミサイル S-400 の導入が不可逆的なものだと認めたトルコは米国との摩擦が絶えない。UAE 在住の英国人研究者に対してスパイ罪で終身刑が言い渡されたことは英国・欧米に衝撃を以て受け止められたが、メイ英首相の介入が奏功して特赦となった。

(中東研究センター長・非常勤理事、慶応義塾大学大学院 教授 田中 浩一郎)

## 10. ロシアウォッチング : 欧米との軋轢下で深刻化する経済制裁の影響

11月16日、Bloomberg Economicsは、2014年のクリミア併合以来続く欧米による経済制裁の結果、ロシアのGDP成長率が過去4年間で最大6%押し下げられた可能性を指摘する調査報告書を発表した。この間、原油価格の下落が与えた負の影響があるものの、経済制裁の直近の影響に加え、将来的に科され得る制裁への不安がロシア経済の深刻な低迷をもたらしていると分析する。2018年1~10月、ロシアからの資本逃避は前年同期比の3倍となる422億ドルに達した(ロシア中央銀行発表)。

プーチン大統領に対して苦言できる人物として知られる、クドリン会計検査院議長(元財務相)は、ロシアのGDP成長率が2019年には経済発展省の予測(1.3%)を下回り、1%未満となる可能性に警鐘を鳴らしている。同氏は、油価が上昇しても、もはやかつてほど経済成長を後押しする効果が見込めなくなっている一方、消費税や年金受給年齢の引き上げが消費を冷え込ませる可能性に加え、出口の見えぬ欧米の経済制裁下で、ロシアに対する内外の投資家の意欲が削れている点を深刻視する。

10月20日、トランプ米大統領は、1987年に米国とソ連(当時)が調印し冷戦終結の象徴の一つであった、INF(中距離核戦力)全廃条約から米国が離脱する意向を表明した。現時点で、米国からロシアに対する正式な通告(6ヵ月後に失効)はされていないが、11月19日、プーチン大統領は報復措置を取る用意があることを表明した。米国の真の狙いは、同条約が中国に対する軍事戦略上の足枷となっている点の克服にあるとも言われ、いずれにしても同条約の維持は困難との見方が外交・軍事専門家の間では根強い。ロシアでは、米国との新たな軍拡競争に挑むだけの経済的な余力がない点を危惧する声がある一方、むしろ同条約の重要性を訴える欧州と米国との関係を分断する好機になり得るとの見方も出ている。

11月11日、ウクライナ東部地域で親ロシア分離・独立派が支配する二地域(通称「ドネツク人民共和国」及び「ルガンスク人民共和国」)において、ウクライナ危機の深刻化を懸念する欧米の反対をよそに、各々の指導者を選ぶ選挙が強行実施された。同日、ウクライナ政府及びドイツ、フランスは、同選挙の実施を支持するロシアとは一線を画し、2015年に署名された「ミンスク合意」違反であるとして、同選挙の正当性を認めない共同コミュニケを発表した。ウクライナでは2019年3月と10月にそれぞれ大統領選挙と議会選挙が予定されており、それを契機に同国情勢をめぐる欧米とロシアの対立が改めて先鋭化する可能性が高い。

11月14日、安部首相はASEAN関連首脳会議等への出席のため訪問したシンガポールでプーチン大統領と日露首脳会談を行い、1956年日ソ共同宣言を基礎に平和条約交渉を加速化することで合意した。国内経済の悪化をよそに、欧米との関係修復の糸口を見出せないロシアに対して、日本外交がどのような手腕を揮うのか、世界が注視している。

(戦略研究ユニット 国際情勢分析第2グループマネージャー 伊藤 庄一)